



《会計・税務の知識》 法人で加入する医療保険

はじめに

多くの方が加入している医療保険ですが、個人で加入しているケースが多いと思います。今回は法人で医療保険に加入した場合のメリット、デメリットについて書きたいと思います。

医療保険の契約形態と課税関係を比較すると下図の様になります。

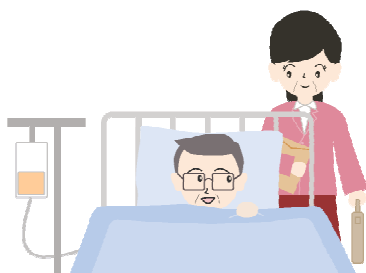
		個人契約	法人契約
契約形態	契約者	個人	法人契約
	被保険者	個人	役員 従業員
	給付金受取人	個人	法人
課税関係	保険料払込時	生命保険料控除	損金算入
	給付金受取時	非課税	雑収入
	解約返戻金受取時	一時所得	雑収入

(一時所得は払込金額より受け取り金額が多い場合で、その額が他の一時所得と合算して50万円までは非課税)

この契約形態と課税関係から考えると、下記が法人契約のポイントとなります。

- ・保険料が全額損金で処理できる。
- ・給付金の受取人が法人なので雑収入となる。

このポイントから法人で医療保険に加入することのメリットとデメリットを考えてみましょう。



メリット

- ・役員・従業員が入院などした時には、給付金が会社に入るため、損害の穴埋めが出来ます。
- ・利益の出ている会社であれば、損金処理で利益を圧縮する事が可能、更に短期で払い込み完了するタイプであれば1年間でより多くの損金を計上が可能です。
- ・勇退時には現物支給の退職金として、個人契約に切り替えることが出来ます。払い込みが完了していれば、個人負担無しで一生涯の医療保険に加入できたこととなります。その場合の譲渡金額は解約返戻金の額となります。近年の医療保険は解約返戻金は無しかごく僅かな商品が多いので、少ない負担で名義変更が可能です。
- ・保険料の支払い方法や財務状況によっては、実質の保険料負担額が個人より少なくてすむケースがあります。

デメリット

- ・給付金は個人契約では非課税ですが、法人契約では雑収入となります。給付金を福利厚生費などで計上して従業員に支払えるケースもありますが、金額によっては給与と認定されてしまうケースがあります。
- ・解約返戻金が無い又はごく僅かな商品が多く、解約してもほぼ現金は戻りません。

おわりに

これらのメリット・デメリットをふまえて、ご自身の医療保険についても一度考えてみてはいかがでしょうか。

保険の加入には専門家のアドバイスを受けて、上手に活用しましょう。

(担当：佐野)